

事務連絡
令和2年3月6日

市内地域密着型サービス事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の送付について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険最新情報 Vol.775 において示されているとおりですが、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業所並びに処遇改善加算等の算定を考えている事業所におかれましては、添付書類をご確認のうえ、計画書等の提出について適切にご対応いただきますようお願いいたします。なお、各務原市ウェブサイト内においても様式を公開する予定です。

記

1 添付書類

- ・介護保険最新情報 Vol.775 「「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の送付について」
- ・別紙1
- ・別紙様式2_計画（記入例）
- ・別紙様式2_計画（入力用）

2 主な注意事項

- ・「別紙様式2_計画」内の「はじめに」シート（介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 作成にあたっての入力シート等の説明）をご覧ください。
- ・根拠資料の提出は原則不要ですが、確認項目にチェックを入れるようにしてください。
- ・複数事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県別一覧表は不要となりました。
- ・「賃金改善の見込額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する（した）前年度」から「（申請の）前年度」となりました。
- ・特定処遇改善加算の平均賃金改善額について、計算方法が変更されました。（「別紙様式2_計画」内の「はじめに」シート（介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 作成にあたっての入力シート等の説明）を参照してください。）
- ・Excel 様式内の色付きセルに入力をしてください。（色なしのセルには計算式が入っています。）

3 令和2年度処遇改善加算等の計画書の提出期限・・・令和2年4月15日（水）

4 提出すべき書類

介護職員処遇改善加算のみを算定

→ 別紙様式 2-1・別紙様式 2-2

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合

→ 別紙様式 2-1・別紙様式 2-2・別紙様式 2-3

※新たに、加算の算定を考えている事業所については上記の書類に加えて、介護給付費の算定に係る届出が必要です。

各務原市健康福祉部介護保険課 施設指導係			
係長	大丸	担当	山村
TEL	058-383-2067（直通）		
Mail	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		